

令和5年8月1日
社会福祉法人葛飾会
理事長 福本俊一

介護職員処遇改善加算等に関する厚生労働省老健局長による令和5年3月1日付けの文書「老発0301第1号及び第2号」に従い、次のとおり公表します。

1. キャリアパス要件Ⅰについて

イ 介護職員の任用の要件について

ヘルパー2級、初任者研修修了者、その他同等以上の資格を有する者とします。
夜勤対応できる常勤職員については原則として月給制、他の職員は原則として時給制とします。

介護職員は次の各施設に配属されます。

- ・特別養護老人ホームかつしか苑
- ・特別養護老人ホームかつしか苑亀有
- ・グループホームかつしか苑
- ・第2かつしか苑グループホーム

ロ 介護職員の賃金体系について

賃金は基本給・手当・賞与とします。

手当は該当者に対して支給します。(施設ごとに要件は異なります。)

月額固定：特殊業務手当・処遇改善手当A・処遇改善手当B・住宅手当・家族手当・通勤手当(常勤者)・資格手当・リーダー手当

実働によるもの：夜勤手当・深夜勤手当・皆勤手当・時間外労働手当・通勤手当(非常勤者)

賞与は年2回、夏と冬に支給します。

2. キャリアパス要件Ⅱについて

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、職員の資質向上のために、計画的に施設内で研修、講習、技術指導を行なっています。

3. キャリアパス要件Ⅲについて

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みを設けています。

- ① 4月の定期昇給で基本給または固定の手当を500円以上昇給しています。
- ② 次の資格の保持者に対して毎月、資格手当を支給しています。但し、所定の勤務時間の少ない非常勤職員には金額を減額して支給しています。資格手当の対象は一人1資格としています。

ヘルパー2級、介護職員初任者研修修了者	5,000円
介護福祉士	8,000円
社会福祉主事任用	8,000円
社会福祉士	10,000円

4. 職場環境等要件について

令和5年度に実施するものは次のとおりです。

- ・入職促進に向けた取組
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・両立支援・多様な働き方の推進
有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・腰痛を含む心身の健康管理
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ・生産性向上のための業務改善の取組
タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・やりがい・働きがいの醸成
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

5. 処遇改善加算等の実績と計画について

イ 令和4年度における実績報告

介護職員処遇改善加算による賃金改善実施額	65,802,659円
介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善実施額	24,001,499円

処遇改善支援補助金	7,239,062 円
ベースアップ等加算による賃金改善実施額	5,820,986 円

ロ 令和 5 年度における計画

介護職員処遇改善加算による賃金改善予定額	58,050,000 円
介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善予定額	16,720,000 円
介護職員等ベースアップ等支援加算による処遇改善	11,334,193 円

※なお、国から支給される上記の加算は介護報酬に比例するため、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生や施設の稼働率の低下等により計画通りの介護報酬を得られない場合には、処遇改善の金額も計画通りにならないことがあります。

※処遇改善の実績金額は国の制度に従い平成 23 年度の賃金水準から改善されている金額であり、基本給・諸手当・賞与の改善により実施されています。

※国から支給される加算から、国の指針に従い、社会保険料の法人負担額（令和 4 年度の実績で 13.88%）を差し引いた金額が支給されています。

以上